

新潟県公安委員会規則第7号

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月30日

新潟県公安委員会

委員長 小 熊 迪 義

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則（昭和58年新潟県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

	警 察 官					警察官以外 の職員	合 計
	警 視	警 部	警部補（巡 査部長を含む。）	巡 査	小 計		
警察本部	73	129	768	216	1,186	444	1,630
警察学校	1	2	16	2	21	3	24
警察署	58	153	1,648	974	2,833	141	2,974
初任科生				132	132		132
合計	132	284	2,432	1,324	4,172	588	4,760

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。